

## 中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます!

\*平成25年4月から開始する事業年度が対象

### 800万円まで交際費が経費に! 【1年間】

中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入

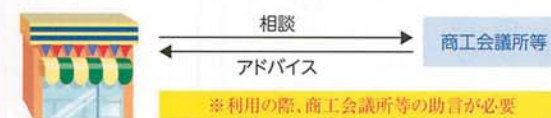
【改正後】800万円まで全額損金算入

\*資本金1億円以下の中小企業が対象

### 商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減免対象に! 【2年間】

商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択利用



\*利用の際、商工会議所等の助言が必要

対象事業者	対象設備
卸売業、小売業、サービス業、農林水産業	器具・備品(1台30万円以上) 建設附属設備(1台60万円以上)

### 国内への生産設備投資減税が創設! 【2年間】

新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(3%)の選択利用

\*生産設備等への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年比10%の場合

\*中堅企業も利用可能

### 研究開発税制の上限が30%に! 【2年間】

研究開発費の税額控除額の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。



### グリーン投資税制の対象が拡大! 【2年間】

太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象に。



### 給与支払増加額の10%を税額控除! 【3年間】

給与等の支給額を5%以上増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。(法人税額の10%、中小企業は20%まで)

\*中堅企業も利用可能

### 雇用促進税制の控除額が倍増に! 【1年間】

増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万円から40万円に増額されます。

\*雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。  
\*中堅企業も利用可能

## 内需拡大につながる税制が拡充されます!

### 住宅ローン減税が拡充! 【4年間】

借入限度額が4,000万円に倍増となり、所得税額から、上限40万円、10年間、控除されます。(一般住宅の場合)

入居対象期間	種類	借入限度額	控除率	控除限度額	控除期間	最大控除額
現行 (平成25年1月~平成26年3月)	一般住宅	2,000万円	1.0%	20万円	10年間	200万円
	認定住宅*	3,000万円		30万円		300万円
改正後 (平成26年4月~平成27年12月)	一般住宅	4,000万円	1.0%	40万円	10年間	400万円
	認定住宅*	5,000万円		50万円		500万円

\*認定住宅: 耐久性や耐震性、省エネ性能が高く一般住宅より寿命が長い「長期優良住宅」や「省エネ住宅」が対象

### 教育資金を孫に一括贈与する場合の贈与税が非課税に! 【3年間】

祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円が非課税となります。

\*教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックします。書類は金融機関が保管。

## 利子税・延滞税が引き下げられます!

\*平成26年1月施行  
市中金利に鑑み、税率が約半分にになります。

		現行		改正後 <sup>(注)</sup>		内容
		税率	特例	税率	特例	
利子税	特例(主なもの)	4.3%		2.0%		貸出約定平均金利+1%
	本則	14.6%		9.3%		(特例創設) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
延滞税	特例	4.3%		3.0%		貸出約定平均金利+1%+1%
	2ヶ月以内 事業の廃止などによる 納税の猶予など	4.3%		2.0%		貸出約定平均金利+1%
還付加算金	特例	4.3%		2.0%		貸出約定平均金利+1%

(注) 貸出約定平均金利が1%の場合

(本頁は、平成25年1月29日の情報をもとに作成しております。)

中小企業向け

## 平成25年度 税制改正のポイント

事業承継税制をはじめ中小企業の活力強化、内需拡大につながる税制の拡充が実現!

札幌商工会議所  
日本商工会議所

## 事業承継税制が抜本的に使いやすくなります!

\*平成27年1月施行

### 利用する要件が緩和されます!

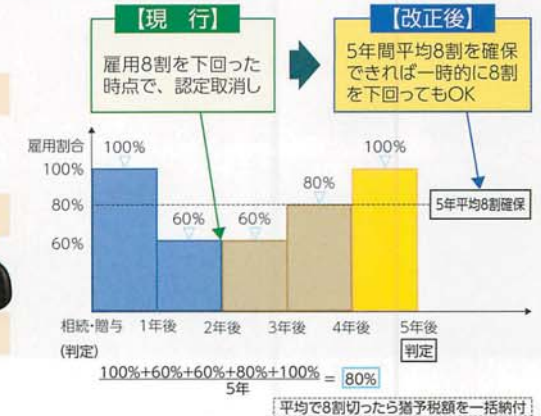
#### 雇用要件が「5年『平均』8割以上」に!

雇用8割の維持が難しい年があっても、即時に認定取消し(一括納付)となるリスクがなくなります。「5年平均」で8割以上を確保できれば、問題ありません。

#### 役員を退任せずに、後継者を支えることが可能に!

先代経営者(贈与者)は、贈与時に、代表者を退任すれば、役員として会社に残り、後継者を支えることが可能となります。

#### 親族でない従業員などへの承継も税制の対象に!

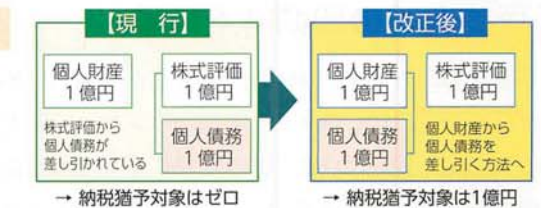


### 納税猶予額の計算が有利になります!

#### 個人の債務により、猶予額が減額されません!

【現行】事業と関係ない先代経営者の個人債務(住宅ローン等)や葬式費用が猶予の対象となる株式評価額から差し引かれるため、納税猶予額が少なくなります。

【改正後】個人債務を個人財産から差し引く方法に改正されるため、個人債務により、納税猶予額が少なくなることはありません。



### 手続きが簡素化されます!

- ・経済産業大臣の事前確認申請が不要に!
- ・提出書類が大幅に簡略化!
- ・税制利用のための株券発行が不要に!

### 認定取消し時の負担が軽減されます!

- ・利子税が大幅に引き下げ(2.1%→0.9%)!
- ・5年間基準を満たせば、その利子税分は免除!
- ・認定取消しの場合、延納・物納も可能に!

## 相続税の土地評価が大きく減額されます!

\*平成27年1月施行

### 小規模宅地の特例(土地評価の8割減額)が拡充されます!

#### 居住用宅地の面積の上限が拡充!



#### 居住用宅地と事業用宅地の両方を上限まで利用可能に!



現行制度では、事業用宅地を上限まで利用すると、居住用宅地は特例を使えない(限定併用)

居住用宅地の上限(330㎡)と、事業用宅地の上限(400㎡)を合わせて、最大で730㎡まで利用可能!

# 中小・中堅企業の活力強化につながる税制が拡充されます!

\*平成25年4月から開始する事業年度が対象

## 800万円まで交際費が経費に! 【1年間】

中小企業は、800万円までの交際費が全額損金算入できるようになります。

【現行】600万円まで9割を損金算入

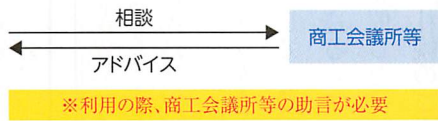
【改正後】800万円まで全額損金算入

\*資本金1億円以下の中小企業が対象

## 商業・サービス業における店舗改修等の設備投資が新たに減免対象に! 【2年間】

商業・サービス業の中小企業が店舗改修などを行った場合、減税されます。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(7%)の選択利用



対象事業者

卸売業、小売業、サービス業、  
農林水産業

対象設備

器具・備品(1台30万円以上)  
建設附属設備(1台60万円以上)

## 国内への生産設備投資減税が創設! 【2年間】

新たに国内で取得した機械などの生産設備が減税対象となります。

特別償却(取得価格の30%)または、税額控除(3%)の選択利用

※生産設備等への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、対前年比10%の場合



\*中堅企業も利用可能

## 研究開発税制の上限が30%に! 【2年間】

研究開発費の税額控除額の上限が、法人税額の20%から30%に引き上げられます。

【改正後】

30%

【現行】

控除上限の引き上げ

↑20%

【総額型】

試験研究費×8~10%  
※中小企業は12%

【総額型】

試験研究費×8~10%  
※中小企業は12%

\*中堅企業も利用可能

## グリーン投資税制の対象が拡大! 【2年間】

太陽光・風力発電設備の即時償却が継続されます。コージェネ、LED等が新たに対象に。

7%税額控除または、即時償却

- ・太陽光発電設備(10kW以上)
- ・風力発電設備(1万kW以上)

新規 | コージェネレーション

7%税額控除または、30%特別償却

- ・ハイブリット建機
- ・電気自動車
- ・電気自動車専用急速充電器

新規 | 高効率照明(LED)

高効率空調  
定置用蓄電設備 等

※7%税額控除は中小企業のみ  
\*中堅企業も利用可能



## 給与支払増加額の10%を税額控除! 【3年間】

給与等の支給額を5%以上増加させた場合、増加額の10%を税額控除できます。(法人税額の10%、中小企業は20%まで)

\*中堅企業も利用可能

## 雇用促進税制の控除額が倍増に! 【1年間】

増加した雇用者1人あたりの税額控除額が20万円から40万円に増額されます。

※雇用保険一般被保険者が対象。労働基準局等に雇用計画の提出が必要。

\*中堅企業も利用可能

# 内需拡大につながる税制が拡充されます!

## 住宅ローン減税が拡充! 【4年間】

借入限度額が4,000万円に倍増となり、所得税額から、上限40万円、10年間、控除されます。(一般住宅の場合)

拡大

入居対象期間	種類	借入限度額	控除率	控除限度額	控除期間	最大控除額
現行 (平成25年1月~平成26年3月)	一般住宅	2,000万円	1.0%	20万円	10年間	200万円
	認定住宅 <sup>(*)</sup>	3,000万円		30万円		300万円
改正後 (平成26年4月~平成27年12月)	一般住宅	4,000万円	1.0%	40万円	10年間	400万円
	認定住宅 <sup>(*)</sup>	5,000万円		50万円		500万円

※認定住宅: 耐久性や耐震性、省エネ性能が高く一般住宅より寿命が長い「長期優良住宅」や「省エネ住宅」が対象

## 教育資金を孫に一括贈与する場合の贈与税が非課税に! 【3年間】

祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括贈与する場合、子や孫ごとに1,500万円が非課税となります。

※教育資金の用途は金融機関が領収書等をチェックします。書類は金融機関が保管。



# 利子税・延滞税が引き下げられます!

\*平成26年1月施行

市中金利に鑑み、税率が約半分になります。

		現行	改正後 <sup>(*)</sup>	内容
利子税	特例(主なもの)	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%
	本則	14.6%	9.3%	(特例創設) 貸出約定平均金利+1%+7.3%
延滞税	2ヶ月以内	4.3%	3.0%	貸出約定平均金利+1%+1%
	事業の廃止などによる納税の猶予など	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%
還付加算金	特例	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%

(※) 貸出約定平均金利が1%の場合

(本頁は、平成25年1月29日の情報をもとに作成しております。)